平成２９年（フ）第７４号
川崎市中原区上小田中６丁目28番21号
キャッスル松原　302
破産者　佐野　一男
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２１９号
福島市大波字水戸内向16番地の１、開始決定時の住所福井県坂井市春江町下小森第２号６番地45
破産者　中川　　潤
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２８２号
福井県鯖江市石田上町第37号33番地３
破産者　髙島眼鏡製作所こと　髙島　宗行
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４号
福井市順化２丁目19番２号
破産者　小林　和美
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１５号
福井市浅水町第14号21番地
破産者　小川美千惠
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２０４３号
愛知県稲沢市小沢２丁目１番18―102号、開始決定時の住所愛知県稲沢市下津長田町52番地
破産者　杁山　　清
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０６７号
愛知県稲沢市小沢２丁目１番18―102号、開始決定時の住所愛知県稲沢市下津長田町52番地
破産者　杁山　幸雄
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３９２号
愛知県知多市にしの台４丁目５番地の22（コーポ堀203）、開始決定時の住所愛知県半田市横川町２丁目14番地
破産者　和風ダイニング居酒屋くらこと　庫ケ入健資
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４８９号
名古屋市港区木場町２番地の105　スペリアシティ名南アネックスⅢ402号
破産者　橋谷　計德
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６９号
高知県香南市夜須町手結山1593番地22、開始決定時の住所高知市葛島４丁目６番32号
破産者　隅田久美子
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１４２号
熊本県菊池郡大津町大字室1389番地　ロワイヤル大塚Ａ105号、開始決定時の住所熊本市北区龍田陳内２丁目25番23号
破産者　政所　鉄也
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１９７号
熊本市中央区保田窪１丁目９番１号シャトーノボル303号室、住民票上の住所熊本市中央区帯山２丁目13番84号
破産者　佐藤　　彰
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２８２号
大分市下郡北３丁目４番12―203号（サザン・ブライト）
破産者　板井　徳親
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４３３号
静岡県熱海市渚町22番15号
破産者　相磯　昌治
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２２８号
静岡県袋井市諸井1397番地の５　メープル202号室
破産者　小沢　武士
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１０６６号
富山県射水市中央町７―３　円徳寺、住民票上の住所京都市西京区大枝北福西町４丁目１番地１　10棟502号、（破産手続開始決定時の住民票上の住所）京都市西京区桂上野西町113番地
破産者　安達　順二
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係